

●香川県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成25年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
平成22年3月31日	在宅総合ケアセンターほがらか 善通寺市上吉田町5丁目1番23号	香川医療生活協同組合 高松市栗林町1丁目3番24号	通所介護
平成25年3月31日	訪問介護事業所四季 丸亀市飯山町西坂元1110番地1	株式会社介護サロンはやぶさ 丸亀市飯山町西坂元1110番地1	訪問介護